

東京大学 石川・佐藤研究室 特任研究員募集

(高強度レーザーと非晶質材料の電子ダイナミクス分野)

高強度レーザーと非晶質材料の相互作用を第一原理計算および分子動力学計算により解明し、次世代レーザー微細加工プロセスのモデリングを推進する特任研究員を募集します。本ポジションは、経済安全保障重要技術育成プログラム「次世代半導体微細加工の基盤技術研究開発」(研究代表者：緑川克美) 課題3「半導体チップを実装する工程での次世代微細加工プロセス」の一環として実施されます。

職名及び人数	特任研究員 1名
契約期間	2026年9月1日 ~ 2027年3月31日
更新の有無	更新する場合があります。 更新する場合は1年ごとに行うが、更新回数は3回、在職できる期間は2030年3月31日を限度とし、以後更新しない。 更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。
試用期間	採用された日から14日間
就業場所	大学院工学系研究科 原子力国際専攻 石川・佐藤研究室 (東京都文京区本郷7-3-1) 変更の範囲：原則同一部局内
業務内容	高強度レーザーと非晶質材料の相互作用における非平衡電子・原子ダイナミクスを対象とし、第一原理計算(DFT/TDDFT)および分子動力学計算によるモデリング研究を行う。レーザー励起固体における超高速電子ダイナミクスの解明、レーザー誘起構造変化の原子スケールシミュレーション、さらにこれらを統合したレーザー微細加工プロセスのマルチスケールモデリングに取り組む。 変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある。
就業時間	専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分勤務したものとみなされる。
休日	土・日、祝日、年末年始(12月29日~1月3日)
休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
賃金等	年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額42万円~50万円程度(資格、能力、経験等に応じて決定する)、通勤手当(原則55,000円/月まで)
加入保険	法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入
応募資格	1) 着任時に博士またはPhDの学位を有すること(取得見込みを含む) 2) 強レーザーと物質の相互作用、第一原理計算(DFT/TDDFT等)、分子動力学計算、計算物性物理、材料シミュレーション、非平衡電子ダイナミクス、または関連分野における研究経験を有すること 3) レーザー微細加工、機械学習・AIを用いたモデリング等の経験を有する方も歓迎し

	ます
提出書類	<p>1) 東京大学統一履歴書（以下の URL からダウンロードし、作成すること。） https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html</p> <p>2) 研究業績リスト（原著論文は出版済みまたは掲載が決定しているもののみを記載し、査読の有無を明記すること）</p> <p>3) 主要な原著論文（3 篇以内、PDF）</p> <p>4) これまでの研究概要および今後の研究計画（A4 判 1～2 ページ程度、研究の独自性および本ポジションとの関連を明記すること）</p> <p>5) 照会可能な方 2 名の氏名と連絡先</p> <p>※応募書類は英語でも可</p>
提出方法	<p>上記書類の電子ファイルを以下 URL にアップロードして下さい。</p> <p>https://univtokyo-my.sharepoint.com/:f/g/personal/3995025931_utac_u-tokyo_ac_jp/lgBvzYWGx1STQomwgALgjqvcAc2_ds1QbuKFFw1ztWTe4g</p> <p>※ 7 2 時間以内に受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。</p>
応募締切	2026 年 5 月 31 日（日）必着 書類選考の後、面接を実施する場合があります。
問い合わせ先	<p>〒113-8656 東京都文京区本郷7-3-1</p> <p>大学院工学系研究科原子力国際専攻石川・佐藤研究室 担当：石川顕一 教授</p> <p>e-mail: apply@atto.t.u-tokyo.ac.jp</p>
募集者名称	国立大学法人東京大学
受動喫煙防止措置の状況	敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。 ・ 「東京大学男女共同参画加速のための宣言」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。 ・ 採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。